



## トランプとバイデンの税に対する見解

UHY Tax ニュースレター / 2020年9月

以下は、税に関する両候補者のハイレベルな立場の議論だが、選挙が近づくにつれて追加で変更される可能性があることに留意されたい。また以下は、個人および事業主にのみ影響する可能性のある見解の要約であり、他の税務問題については議論されていない。

現在の法律	トランプ氏	バイデン氏
<b>個人所得税</b>		
2025年までの最高税率は37%	中流階級の10%削減を検討中。 他のすべてについては、現在の税率が2025年まで延長される。	40万米ドルを超える収入には最高税率を39.6%に引き上げる。
<b>個人のキャピタルゲイン税</b>		
最高税率は20%。純投資税は、夫婦合算申告者で25万米ドルを超える収入には3.8%を追加する。 12%から最高税率37%の納税者は15%を支払う。 12%未満の納税者は0%。	2025年まで現在の制度を延長する。 インフレへの指数を検討中。	100万米ドルを超える収入には39.6%に引き上げる。
<b>個人の項目別控除</b>		
所得課税は適用可能な控除が認められている。 州および地方税の上限は1万米ドル。	現在の制度を2025年まで延長する。	項目別控除の値を28%に制限する。 州税および地方税に上限を設けない。 40万米ドルを超える所得の控除はトランプ（政権）前に戻す。
<b>連邦法人所得税率</b>		
最大21%	変更なし	税率を28%に引き上げる。 税金を払っていない企業の1億米ドルを超える純利益に対して最低15%を課税する。
<b>減価償却費</b>		
設備費の100%を控除	現行の制度を2025年まで延長する。	100%の控除は廃止する。
<b>適格事業所得控除</b>		
納税者（Cコーポレーションを除く）は、制限付きで課税所得の20%を控除できる。	現行の制度を継続する。	40万米ドルを超える収入に対する20%の控除を廃止する。 40万米ドル以下の収入は20%。

不動産買換時の税の繰延		
交換で取得した不動産が売却されるまで税金の支払いを繰延できる。	現行の制度を2025年まで継続する。	交換による税金支払い繰延を廃止する。
連邦遺産税		
1,150万米ドルまでの資産は、相続税が免除される。 既婚の配偶者も1,150万米ドルが免除される。 夫婦の2,300万米ドルの資産は免除される。 2025年以降、現在の1,150万米ドルは500万米ドルになる。 資産の基礎価格は、死亡時の市場価格（FMV）まで増額される。 相続人は非課税で売却できる。	現行の制度を2025年まで延長する。	死亡時市場価格（FMV）までの増額を撤廃する。相続人は売却時に税金を支払う。
社会保障税		
従業員は、最大13.7万米ドルの賃金に対して6.2%の社会保障税を支払う。 雇用主は6.2%を支払う。	2020年12月31日まで社会保障税を不課。	収入が40万米ドルを超える従業員は、税率を引き上げる。 雇用主の税率も、従業員と同様に上げる。 雇用主は契約者として分類することができる者に限られる。

本文は、UHY Internationalのメンバー・ファームが作成したものをUHY税理士法人が日本語訳したものです。  
ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



## コンタクト

### UHY税理士法人

鹿目 達也 - 代表社員

Email: [kanome.tax@uhy-tokyo.or.jp](mailto:kanome.tax@uhy-tokyo.or.jp)

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビル4F

Tel: +81 3 6417 0320 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <https://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

